

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

| ◇ 条 例 | ページ |
|--|-----|
| ○ 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】 | 7 |
| ○ 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】 | 8 |
| ○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】 | 15 |
| ○ 建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【建築都市局計画部都市交通政策課】 | 16 |
| ○ 北九州市いじめ問題専門委員会条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校教育部生徒指導課】 | 18 |
| ○ 北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例【行政委員会事務局選挙課】 | 19 |
| ○ 北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例【産業経済局地域経済振興部中小企業振興課】 | 20 |
| ◇規 則 | |
| ○ 北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】 | 21 |
| ○ 建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建築都市局計画部都市交通政策課】 | 22 |
| ○ 北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例施行規則の一部を改正する規則【産業経済局地域経済振興部中小企業振興課】 | 23 |
| ◇告 示 | |
| ○ 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定（2件）【環境局環境監視部環境監視課】 | 24 |
| ○ 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部保育課】 | 26 |

- 特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退【子ども家庭局子ども家庭部保育課】 27

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 28
- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 32
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【総務局総務部総務課】 33

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示【行政委員会事務局選挙課】 36

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

長期優良住宅維持保全計画の認定の申請等に対する審査に係る手数料を新設する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和4年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

1 個人市民税

住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和20年度まで延長することにしました。

2 固定資産税

(1) 貯留機能保全区域内にある土地に係る課税標準の特例措置について、適用すべき特例率を定めることにしました。

(2) グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される一定の施設等に係る課税免除について、令和6年3月31日までの期間内に取得した施設等を対象とすることにしました。

この条例は、1については令和5年1月1日から、2については令和4年6月27日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩ヶ鼻市民プールの廃止に伴い、同プールの使用料に係る規定を削除することにしました。

この条例は、令和4年6月27日から施行することにしました。

◇建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

特に民間開発の促進等を図る必要がある地域内で建築物の新築等を行う場合において、市長の承認を受けて当該建築物の敷地から500メートル以内の場所に一定の駐車施設を設置したときは、当該建築物又はその敷地内に駐車施設を付置しないことができることにしました。

この条例は、令和4年6月27日から施行することにしました。

◇北九州市いじめ問題専門委員会条例の一部を改正する条例

北九州市いじめ問題専門委員会に臨時委員を置くことができるようにすることにしました。

この条例は、令和4年6月27日から施行することにしました。

◇北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額を引き上げることになりました。

この条例は、令和4年6月27日から施行することにしました。

◇北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の有効期間を令和10年3月31日まで延長することにしました。

この条例は、令和4年6月27日から施行することにしました。

◇北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則

鈴木清副市長の退任及び稲原浩副市長の選任に伴い、次のとおり副市長の事務分担及び市長の職務を代理する順序を改めることにしました。

(1) 副市長の事務分担は、次のとおりです。

ア 梅本和秀副市長

デジタル市役所推進室、企画調整局、総務局、市民文化スポーツ局、環境局、産業経済局及び公営競技局に属する事務

イ 稲原 浩副市長

(ア) 会計室、危機管理室、秘書室、広報室、財政局、保健福祉局、子ども家庭局、消防局及び交通局に属する事務

(イ) 地方自治法第180条の2の規定に基づき、他の執行機関の職員に補助執行させている職務

ウ 西田幸生副市長

(ア) 技術監理局、建設局、建築都市局、港湾空港局及び上下水道局に属する事務

(イ) 公共施設マネジメントに関する事務

(2) 市長の職務を代理する順序は、次のとおりです。

第一順位 梅本和秀副市長

第二順位 稲原 浩副市長

第三順位 西田幸生副市長

この規則は、令和4年6月27日から施行することにしました。

◇建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、駐車施設の付置の特例を適用する特に民間開発の促進等を図る必要がある地域を定めることにしました。

この規則は、令和4年6月27日から施行することにしました。

◇北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和4年6月27日から施行することにしました。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 6 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 1 2 号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成 1 2 年北九州市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 2 0 号の 2 中「第 5 項までに規定する長期優良住宅建築等計画」を「第 7 項までに規定する長期優良住宅建築等計画若しくは長期優良住宅維持保全計画（以下この号において「長期優良住宅建築等計画等」という。）」に、「規定する長期優良住宅建築等計画の変更」を「規定する長期優良住宅建築等計画等の変更」に改め、同号の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）第 5 条第 1 項から第 5 項までに規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査又は同法第 8 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第 9 条第 1 項及び第 3 項に規定する変更の認定の申請を除く。以下この号において同じ。）に対する審査の一戸建て住宅の増築又は改築の項、共同住宅等（区分所有住宅を除く。）の増築又は改築の項及び区分所有住宅の増築又は改築の項中「の増築又は改築」を「（新築のものを除く。）」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第13号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

第1条 北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項本文（各号列記以外の部分に限る。）中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書」に改め、「（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第6項本文（各号列記以外の部分に限る。）中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書」に改め、「（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第23条第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第26条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第27条第2項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、「付記された事項」の次に「（施行規則で定める事項を除く。）」を加える。

第27条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下である

ものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第27条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第41条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

付則第6条第5項第1号及び第6条の2第5項第1号中「、第1項の申告書」とあるのは「、第1項」を「同項の申告書」とあるのは「第1項」に改める。

付則第7条第2項中「第314条の7」を「第314条の8」に、「法第314条の7並びに付則第7条第1項」を「付則第7条第1項並びに法第314条の8」に改める。

付則第7条の3第2項中「並びに法第314条の7」を「法第314条の8」に、「並びに付則第7条の3第1項並びに法第314条の7」を「付則第7条の3第1項並びに法第314条の8」に改める。

付則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改め、同条第2項中「及び前2条」を「前2条」に、「、前2条及び」を「前2条並びに」に改める。

付則第9条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条中第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第15条の5第1項及び第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第15条の7第1項各号列記以外の部分中「令和6年3月31日」を

「令和9年3月31日」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第2号中「及び同法第42条の4第8項第7号」を「、同法第42条の4第19項第7号」に改め、「中小企業者」の次に「及び法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人」を加え、同項第3号中「2,000万円」を「2,500万円」に、「及び中小企業者」を「、中小企業者及び中小通算法人」に改める。

付則第17条の3第2項各号列記以外の部分中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第1項」に、「受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「（次に掲げる場合を除く。）」及び「ものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

付則第20条中「若しくは第40項」を「、第40項若しくは第44項」に改める。

付則第21条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

付則第23条の2第1項中「附則第35条の2の6第2項」を「附則第35条の2の6第9項」に改める。

付則第23条の4の2第1項中「（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削り、同条第2項を削る。

付則第23条の5第6項後段中「、第1項」を「同項」に、「、令」を「令」に改める。

付則第24条第7項後段中「「第1項」を「「同項」に改め、「を市長」を削る。

付則第24条の3第3項後段中「、第1項」を「同項」に、「、令」を「令」に改める。

付則第26条中「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に、「附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」を「附則第5

条の4の2第5項」に改める。

付則第32条を削る。

第2条 北九州市市税条例の一部を次のように改正する。

付則第23条の5第1項中「附則第35条の2の6第12項」を「附則第35条の2の6第9項」に改め、「及び次項」を削り、「年の末日の属する年度の翌年度の市民税」を「年分の所得税」に、「第26条第1項の規定による申告書」を「同条第1項に規定する確定申告書（第3項において「確定申告書」という。）」に、「市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用がある場合における付則第17条の3」を「前項の規定の適用がある場合における付則第17条の3第1項」に、「同条第1項」を「同項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第35条の2の6第16項」を「附則第35条の2の6第12項」に、「年の末日の属する年度の翌年度の市民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第26条第1項又は第3項の規定による申告書（第6項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を「確定申告書」に改め、「（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「年度分の市民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を「確定申告書」に改め、「とき」の次に「（租税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第2項並びに」を削り、「付則第23条の5第4項」を「付則第23条の5第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項及び第7項を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中北九州市市税条例（以下「市税条例」という。）付則第6条第5項第1号、第6条の2第5項第1号、第7条第2項、第7条の3第2項及び第9条の2第2項の改正規定、同条中第19項を第20項とし、

第18項を第19項とし、第17項の次に1項を加える改正規定、市税条例付則第15条の5第1項及び第2項、第15条の7第1項各号列記以外の部分、第2号及び第3号、第20条、第23条の5第6項後段、第24条第7項後段、第24条の3第3項後段並びに第26条の改正規定並びに付則第4条の規定及び付則第5条中北九州市市税条例の一部を改正する条例（令和3年北九州市条例第19号）第2条の改正規定の改正規定 公布の日

- (2) 第1条中市税条例第17条第4項本文（各号列記以外の部分に限る。）の改正規定、同項ただし書及び各号を削る改正規定、同条第6項本文（各号列記以外の部分に限る。）の改正規定、同項ただし書及び各号を削る改正規定並びに市税条例第23条第1項、第26条第1項ただし書及び第27条第2項の改正規定並びに市税条例付則第17条の3第2項各号列記以外の部分の改正規定、同項各号を削る改正規定、市税条例付則第23条の2第1項及び第23条の4の2第1項の改正規定並びに同条第2項を削る改正規定並びに第2条並びに付則第3条の規定 令和6年1月1日（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第27条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第27条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例付則第7条の3の2の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第11条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該

増改築等に係る部分に限る。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法(次項において「旧租税特別措置法」という。)第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。次項において同じ。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 4 市民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧条例付則第32条第1項及び同条第2項の規定により読み替えて適用される旧条例付則第7条の3の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。

第3条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例(次項において「令和6年新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和6年新条例付則第23条の5第3項の規定の適用については、令和6年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書(当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和2年から令和4年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係る北九州市市税条例の一部を改正する条例(令和4年北九州市条例第13号)第2条の規定による改正前の付則第23条の5第4項に規定する申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までには提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。))」と、「について連続して確定申告書を」とあるのは「に係る確定申告書(当該年が令和3年又は令和4年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係る旧申告書)を連続して」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部

分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例付則第15条の5第1項及び第2項の規定は、当該各項に規定する要件に該当する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地が令和4年4月1日から付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日までの間に取得された場合についても適用する。

4 新条例付則第15条の7第1項の規定は、同項第2号に規定する中小通算法人が令和4年4月1日から付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日までの間に同項に規定する要件に該当する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地を取得した場合についても適用する。

（北九州市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 北九州市市税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第1条のうち市税条例第27条の3第1項各号列記以外の部分の改正規定中「法第314条の2第1項第11号の控除対象扶養親族」を「扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者」に、「年齢16歳未満の」を「有する」に改める。

第2条のうち市税条例付則第9条の2第19項を削る改正規定中「付則第9条の2第19項」を「付則第9条の2第20項」に改める。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第14号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3 有料施設の使用料の表のプールの項中 「木屋瀬プール
岩ヶ鼻市民プール」
を「木屋瀬プール」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第15号

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例（昭和41年北九州市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「次」を「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、次」に改め、同条の表中「にあつて」を削る。

第4条中「建築物の部分」を「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、建築物の部分」に、「、当該用途変更」を「当該用途変更」に、「修繕又は」を「修繕若しくは」に改め、「にあつて」を削り、「前に第2条又は前条」を「前に第2条（前条又は次条の規定により適用する場合を含む。同条を除き、以下同じ。）」に、「ついて第2条又は前条」を「ついて第2条」に改める。

第5条中「から前条まで」を「（第3条の規定により適用する場合を含む。）及び前条」に改める。

第6条第1項中「第4条」の次に「（前条の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「、幅」を「幅」に、「、奥行」を「及び奥行」に、「出入」を「出入り」に改める。

第7条第1項中「を新築し、若しくは増築しようとする者」を「の新築若しくは増築」に、「当該建築物の構造又は敷地の状態により、やむを得ない場合において、市長の承認を受けて、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所にそれぞれ、第2条又は第4条及び前条に規定する規模、構造等を有する駐車施設を設置した」を「次のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該建築物の構造又は敷地の状態によりやむを得ない場合において、市長の承認を受けて当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に第2条又は第4条及び前条の規定に適合する駐車施設を設置したとき。
- (2) 当該建築物の敷地が特定地域（特に民間開発の促進、街並み及び景観の向上並びに歩行者の安全性の確保を図る必要がある地域として規則で定める地域をいう。以下同じ。）内の敷地（当該特定地域の内外にわたる

敷地であってその過半が当該特定地域に属するものを含む。) である場合において、市長の承認を受けて当該建築物の敷地からおおむね500メートル以内の場所に第2条又は第4条及び前条の規定に適合する駐車施設を設置したとき。

(3) 当該建築物の地区又は地域の地形、交通事情等から見て合理的と認められる場合において、市長の承認を受けて規則で定める規模、構造及び設備に適合する駐車施設を2以上の建築物のために一団として設置したとき。

第7条第2項を削り、同条第3項中「前2項の規定による」を「前項各号の」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条中「、当該」を「当該」に、「から第4条まで」を「及び第4条」に、「適用しない」を「、適用しない」に改める。

第9条中「、第3条」及び「、第5条」を削る。

第11条第1項中「、第3条」を削る。

第14条中「、前条の」を「、前条各項に規定する」に、「前条の刑」を「当該各項に規定する刑」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市いじめ問題専門委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する

。

令和4年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第16号

北九州市いじめ問題専門委員会条例の一部を改正する条例

北九州市いじめ問題専門委員会条例（平成26年北九州市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「委員は」を「委員及び臨時委員は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特別の事項（前条第3号に掲げるものに限る。以下同じ。）を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

第4条に次の1項を加える。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第6条第3項中「、委員」の次に「及び議事に関係のある臨時委員」を加え、「議決」を「及び議決」に改め、同条第4項中「出席した委員」を「委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第17号

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条第2項中「（昭和25年政令第89号）」を削る。

第8条各号列記以外の部分中「公職選挙法施行令」の次に「（昭和25年政令第89号）」を加え、同条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「5円2銭」を「5円18銭」に、「37万5,500円」を「38万6,500円」に、「1銭と」を「、1銭と」に改める。

第11条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に、「1円と」を「、1円と」に改め、同条第2号中「26万2,530円と27円50銭」を「27万655円と28円35銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に、「1円と」を「、1円と」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される北九州市議会議員の選挙及び北九州市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された北九州市議会議員の選挙及び北九州市長の選挙については、なお従前の例による。

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第18号

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金
条例の一部を改正する条例

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例（令和3年北九州市条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第2項前段中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月23日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第35号

北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則

(北九州市副市長事務分担規則の一部改正)

第1条 北九州市副市長事務分担規則(昭和42年北九州市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条 鈴木清副市長の項中「鈴木清副市長」を「稲原 浩副市長」に改める。

(北九州市長代理順序規則の一部改正)

第2条 北九州市長代理順序規則(昭和42年北九州市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「鈴木 清」を「稲 原 浩」に改める。

付 則

この規則は、令和4年6月27日から施行する。

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第36号

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例施行規則（昭和42年北九州市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第1条前段中「又は第4条の規定による」を「（条例第3条又は第5条の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）又は条例第4条（条例第5条の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により」に改める。

第4条第1項中「第7条第3項」を「第7条第2項」に改め、同条第2項中「第7条第3項」を「第7条第2項」に、「承認した」を「、承認した」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（特例における特定地域）

第4条の2 条例第7条第1項第2号の規則で定める地域は、駐車場整備地区内の地域とする。

第5条中「第7条第2項」を「第7条第1項第3号」に、「等」を「及び設備」に改める。

第6条中「第7条第1項又は第2項の規定による」を「第7条第1項各号の市長の」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第37号

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金
条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例施行規則（令和3年北九州市規則第13号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める
。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第311号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和4年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市八幡西区大字熊手948番1、951番3、989番2、2574番、2577番1、2672番、2680番2、2694番1及び大字藤田2386番の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

北九州市告示第 3 1 2 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 4 年 6 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定する形質変更時要届出区域
北九州市八幡西区大字藤田 2 4 1 9 番 1 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

北九州市告示第 3 1 3 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 8 条の 2 の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

| 施設等の名称 | 種類 | 所在地 | 事業者の名称 | 確認年月日 |
|-----------------|-------------|--|--------|---------------------|
| c a f e ちいさなせかい | 認可外 保育施設 | 北九州市八幡 西区鷹の巣二 丁目 1 4 番 2 5 号 | 内野 孝太 | 令和 4 年 6 月 1 0 日 |
| そらまめほいく えん | 認可外 保育施設 | 北九州市小倉 北区京町四丁 目 4 番 3 8 一 4 0 4 号 | 西村 昌子 | 令和 4 年 6 月 1 3 日 |

北九州市告示第 3 1 4 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 8 条の 6 第 1 項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第 5 8 条の 1 1 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

| 施設等の名称 | 種類 | 所在地 | 事業者の名称 | 確認年月日 |
|-------------------|-------------|---|--------|---------------------|
| キズナシッター 高木 摩奈実 | 認可外 保育施設 | 居宅訪問型保 育事業の所在 地は個人情報 のため公示し ておりません 。 | 高木 摩奈実 | 令和 4 年 6 月 1 7 日 |

北九州市公告第424号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスト電器小倉南店

北九州市小倉南区葛原東二丁目1043番1

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ヤマダデンキ

群馬県高崎市栄町1番1号

代表取締役 小林辰夫

3 変更する事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 駐車場 478台

イ 変更後 駐車場 333台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 駐輪場1 78台

駐輪場2 36台

駐輪場3 22台

合計 136台

イ 変更後 駐輪場2 36台

駐輪場3 22台

合計 58台

4 変更する年月日

令和5年2月21日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年6月20日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

北九州市小倉南区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年10月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年10月27日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第425号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール八幡東

北九州市八幡東区東田三丁目2番地101ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

代表取締役 長島 巖

3 変更する事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

| | | | |
|---|-----|-------|------|
| ア | 変更前 | 駐輪場1 | 40台 |
| | | 駐輪場2 | 24台 |
| | | 駐輪場3 | 78台 |
| | | 駐輪場4 | 66台 |
| | | 駐輪場5 | 68台 |
| | | 駐輪場6 | 61台 |
| | | 駐輪場7 | 40台 |
| | | 駐輪場8 | 107台 |
| | | 駐輪場9 | 10台 |
| | | 駐輪場10 | 36台 |
| | | 駐輪場11 | 60台 |
| | | 駐輪場12 | 53台 |
| | | 合計 | 643台 |
| イ | 変更後 | 駐輪場1 | 43台 |
| | | 駐輪場2 | 10台 |

駐輪場 3 47 台

合計 100 台

4 変更する年月日

令和 5 年 2 月 21 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 4 年 6 月 20 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡東区中央一丁目 1 番 1 号

北九州市八幡東区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 10 月 27 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 10 月 27 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第426号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年6月27日

北九州市長 北橋 健治

| | | |
|---|--|---|
| 1 調達内容 | 購入品目及び数量 | 自動体外式除細動器（AED） 136セット |
| | 購入物品の仕様 | 仕様書に定めるとおり |
| | 履行期限 | 令和4年11月9日 |
| | 納入場所 | 市の指定する場所 |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録 | 有資格業者名簿（注1）に記載されていること。 |
| | 所在地 | 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。 |
| | 実績 | 令和2年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。 |
| | その他 | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 高度管理医療機器等の販売業許可を受けていること。 |
| 3 契約条項を示す場所及び期間 | 場所 | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 期間 | この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで |
| 4 競争参加資格確認申請書提出期間 | この公告の日から令和4年7月8日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで | |
| 5 入札書の受付期間 | 令和4年7月19日から同月25日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月26日午前9時から午後2時まで | |
| 6 開札の場所及び日時 | 場所 | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 日時 | 令和4年7月26日午後2時10分 |
| 7 入札及び契約に関する条件 | 入札保証金 | 免除する。 |
| | 契約保証金 | 契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| | 入札方法 | 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。 |
| | 電子入札案件 | この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。 |
| 8 落札者の決定方法 | 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 | |
| 9 入札の無効 | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 | |
| 10 その他 | （1） この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書及び仕様書は、北九州市技術監理局契約部ホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難い場合は、第3項に示す場所及び期間において無償で交付する。 （3） この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 （4） 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 （5） この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。 | |
| 注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。 | | |
| 注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。 | | |
| 注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。 | | |

北九州市公告第427号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市本庁舎都市ガス供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和4年9月1日から令和5年9月1日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定により、ガス小売事業の登録を受けている者であること。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話093-

582-2545) に本入札に参加を希望する旨を伝えた上で、令和4年7月21日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市総務局総務部総務課

イ 期間 この公告の日から令和4年8月9日まで(日曜日等を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月10日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この公告の日から令和4年7月21日まで(日曜日等を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和4年7月21日午後5時までに必着のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和4年8月9日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和4年8月10日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務局総務部総務課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2013

6 Summary

(1) The contract item up for tender:

Supply of Gas to Kitakyushu City Hall

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m. August 10, 2022

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m. August 9, 2022

(4) For further information, please contact:

General Affairs Division, General Affairs Department,

General Affairs Bureau, City of Kitakyushu

北九州市選挙管理委員会告示第5号

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年6月27日

北九州市選挙管理委員会

委員長 富増健次

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成5年北九州市選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

第4号様式その1中「15,800円」を「16,100円」に改める。

第5号様式中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円+5円2銭」を「386,500円+5円18銭」に改める。

第6号様式中「310,500円」を「316,250円」に、「525円6銭」を「541円31銭」に、「262,530円+27円50銭」を「270,655円+28円35銭」に改める。

第7号様式その1（別紙）その2中「15,800円」を「16,100円」に改め、同様式その2（別紙）中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円+5円2銭」を「386,500円+5円18銭」に改め、同様式その3（別紙）中「310,500円」を「316,250円」に、「525円6銭」を「541円31銭」に、「262,530円+27円50銭」を「270,655円+28円35銭」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年6月27日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される北九州市議会議員の選挙及び北九州市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された北九州市議会議員の選挙及び北九州市長の選挙については、なお従前の例による。